

平成23年第36回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、平成23年第36回岩手町農業委員会総会は、平成23年1月28日、午後4時00分、岩手町役場第4会議室に招集された。

1、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

(1) 議案第1号 岩手町農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の審査について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	幅	清一
2番	三浦	新太郎
5番	横澤	稔秋
6番	遠藤	幸夫
7番	黒澤	金一
8番	細野	清悦
10番	千葉	静子
11番	太布	光則
12番	岩崎	明
13番	佐々木	由和
14番	田中	正志
15番	國枝	金一
16番	井戸	ソヨミ
17番	澤村	勇次郎
18番	松本	良子(職務代理)
(議長)19番	福島	昭士(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

3番	岩館	修一
4番	武田	昭藏
9番	三浦	博子

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

農業委員会事務局長	千葉	照雄
農地振興係主幹	田村	寿
副主幹	川村	祐子
副主任	山中	寿行

(開会時刻 午後4時00分)

議 長 ただいまから第36回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。なお、本日の欠席通告者は、3番岩館修一委員、4番武田昭蔵委員、9番三浦委員の3名であります。

議 長 会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、当職より指名いたします。15番國枝金一委員、16番井戸ツヨミ委員のご両名をお願いいたします。また、書記は事務局の山中副主任をお願いいたします。

議 長 本日の総会は、配布してあります、議案1件の提出があります。お諮りします。議案1件を議題とすることにご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案1件を議題とすることに決定いたしました。それでは、議案第1号「岩手町農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の審査について」農業委員会等に関する法律施行令第3条第1項の規定により岩手町農業委員会委員選挙人名簿登載申請書が提出されたので同条第2項の規定により意見を求める。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第1号につきましては、12月に行政連絡員を通じて、各農家へ申請書を配付したものです。そして、その申請書は、1月10日までに農業委員会に提出することになっておりまして、農業委員会では、1月31日までにこの内容を審査し、町の選挙管理委員会に提出するという流れになっております。選挙管理委員会では、2月20日までに、選挙人名簿を調製して、以後15日間異議の申し立てをする機会を与えるため、指定の場所で縦覧に供します。縦覧後、3月31日に選挙人名簿を確定し、その後1年間農業委員会の委員選挙に使用されます。死亡等があった場合は、直ちに名簿を修正いたします。資料は、2ページとなっております。それでは、表をご覧願います。行政区別、世帯数、男女別の順になっております。84の行政区で合計の世帯数は、2,232戸で、去年の世帯数と比較すると0で同数です。男2,517人は、前年と比較し△67人、女1,723人は前年と比較し△104人、合計で4,240人は前年と比較して△171人という集計になりました。別冊には、集計表の比較表を載せております。その中で、農家から提出された申請書は、1,382世帯で全体のうちの62%、

職権で名簿に登載した数は、全体の38%となっております。別冊の説明に入りますが、選挙人名簿の登載する申請を提出しなければならない人は、平成23年1月1日現在、岩手町に住所を有する者。それから、満20歳に到達した者、年齢の判断は3月31日でございます。面積は、農地10アール以上の耕作の業務を営む者、同居の親族や配偶者であり年間を通じて、延べ年間を通じて、60日以上農業に従事している者であること。60日以上判断は難しいですが、社会通念上でございます。

次に、欠格事項に該当した者でございますが、選挙権無しの者がございました。耕作面積が10アール未満の者が29名、耕作従事日数が60日未満の者26名の方は介護施設等に入所している方です。住所は岩手町にあつて施設に入所している方です。20歳未満を記載している者が9名、以上欠格者として確認しております。

この後、委員の皆様には一旦休憩していただき、休憩中に各委員から審査していただきたいと思っております。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受け付けます。質疑ございませんか。

13番佐々木委員 農業法人等の従業員も申請できますか。

議 長 事務局より説明願います。

事 務 局 農業法人とは、一般に農業経営法人のことをさし、農業経営者のことをさして、経営者は含まれますが、従業員は該当になりません。

議 長 他にありませんか。ないようですので、質疑を打ち切り審査に入ります。審査については、休憩中に審査いたします。暫時休憩いたします。

(午後4時7分休憩 - 午後4時55分再開)

議 長 審査が、終わりましたので休憩前に引き続き会議を再開いたします。ただいまの出席委員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。質疑を受け付けます。質疑ございませんか。又、事務局から何かありませんか。

事 務 局 慎重なる審査をありがとうございます。審査の結果、未成年の記載等が発見され、何件か修正の必要がありました。については、再集計のうえ選管へ提出いたしますことを報告いたします。

議 長 他にありませんか。ないようですので、議案第1号岩手町農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の審査について、原案のとおり可と決定することについて、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、可とすることに決定いたしました。以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、第36回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後4時57分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長 印

15番 印

16番 印